

2020年通常株\_資金分配団体の公募\_公募システム入力情報\_規程類に含める必須項目の確認書

|      |                |
|------|----------------|
| 団体名: | 公益財団法人九州経済調査協会 |
|------|----------------|

後日提出の誓約: あり

| No.                                       | 規程類に含める必須項目  | (参考)JANPIAの規程類 | 提出時期(選択) | 根拠となる規程類、指針等 | 必須項目の該当箇所<br>※条項等   |
|---|--|----------------|----------|--------------|---|
| <b>●社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>                |  |                |          |              |   |
| (1)                                       | 開催時期・頻度  | ・評議員会規則<br>・定款 | 公募申請時に提出 | 定款第20条       | 定款第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。  |
| (2)                                       | 招集権者   |                | 公募申請時に提出 | 定款第21条       | 定款第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。   |
| (3)                                       | 招集理由   |                | 公募申請時に提出 | 定款第20条       | 定款第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。  |
| (4)                                       | 招集手続   |                | 公募申請時に提出 | 定款第21条       | 定款第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。   |
| (5)                                       | 決議事項   |                | 公募申請時に提出 | 定款第19条       | 定款第19条 評議員会は、次の事項について決議する。(1)評議員、理事及び監事の選任及び解任、(2)理事及び監事の報酬等の額、(3)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認、(4)定款の変更、(5)残余財産の処分、(6)基本財産の処分又は除外の承認、(7)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 |
| (6)                                       | 決議(過半数か3分の2か)  |                | 公募申請時に提出 | 定款第24条       | 定款第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<br>2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係者を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数決をもって行わなければならない。                         |
| (7)                                       | 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること<br>※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。 |                | 公募申請時に提出 | 定款第24条2      | 定款第24条2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係者を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数決をもって行わなければならない。  |
| (8)                                       | 議事録の作成   |                | 公募申請時に提出 | 定款第26条       | 定款第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  |
| <b>●理事会の構成に関する規程</b>                      |  |                |          |              |   |
| (1)                                       | 理事の構成<br>「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること  | ・定款            | 公募申請時に提出 | 定款第27条       | 定款第27条 この法人に、次の役員を置く。(1)理事 3名以上7名以内   |
| (2)                                       | 理事の構成<br>「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること  |                | 公募申請時に提出 | 定款第28条3      | 定款第28条3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。   |
| <b>●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b> |  |                |          |              |   |
| (1)                                       | 開催時期・頻度  |                | 公募申請時に提出 | 定款第40条       | 定款第40条 理事会は理事長が招集する。  |
| (2)                                       | 招集権者   |                | 公募申請時に提出 | 定款第40条       | 定款第40条 理事会は理事長が招集する。  |
| (3)                                       | 招集理由   |                | 公募申請時に提出 | 定款第40条       | 定款第40条 理事会は理事長が招集する。  |
| (4)                                       | 招集手続   |                | 公募申請時に提出 | 定款第40条       | 定款第40条 理事会は理事長が招集する。  |

|  |                         |          |               |   |
|--|-------------------------|----------|---------------|---|
| (5) 決議事項   | ・定款<br>・理事会規則           | 公募申請時に提出 | 定款第39条        | 定款第39条 理事会は、次の職務を行う。(1)この法人の業務執行の決定、(2)理事の職務の執行の監督、(3)理事長又は常務理事の選定及び解職、(4)会長及び副会長の選定及び解職                                |
| (6) 決議 (過半数か3分の2か)   |                         | 公募申請時に提出 | 定款第42条        | 定款第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  |
| (7) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること |                         | 公募申請時に提出 | 定款第42条        | 定款第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  |
| (8) 議事録の作成   |                         | 公募申請時に提出 | 定款第43条        | 定款第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。   |
| <b>●役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>  |                         |          |               |   |
| (1) 役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額   | ・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 | 公募申請時に提出 | 定款第15条、定款第35号 | 定款第15条 評議員の報酬は無報酬とする。定款第35条 理事及び幹事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。     |
| (2) 報酬の支払い方法   |                         |          |               |   |
| <b>●職員の給与等に関する規程</b>   |                         |          |               |   |
| (1) 基本給、手当、賞与等   | ・給与規程                   | 公募申請時に提出 | 賞金支給規程第3条     | 賞金支給規程第3条 賞金の体系は、次のとおりとする。<br>①定例賞金<br>・基本給 年齢給、職能給<br>・諸手当 役職手当、理事長査定、扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当<br>②臨時の賞金<br>・期末手当(毎年夏季と冬季の2回) |
| (2) 給与の計算方法・支払方法   |                         | 公募申請時に提出 | 賞金支給規程第4条     | 賞金支給規程第4条 定例賞金は月給制とし、毎月25日(支払日が休日の場合はその前日)に従業員指定金融機関の本人名義口座に当月の賞金を全額振り込むものとする。  |
| <b>●理事の職務権限に関する規程</b>  |                         |          |               |   |
| (1) JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること                          | ・理事の職務権限規程              | 公募申請時に提出 | 定款第29条        | 定款第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  |

| ●倫理に関する規程       |   |   |          |          |  |
|-----------------|---|---|----------|----------|--|
| (1)             | 基本的人権の尊重  | ・倫理規程   |          |          |  |
| (2)             | 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)   |   |          |          |  |
| (3)             | 私的利益追求の禁止   |   |          |          |  |
| (4)             | 利益相反等の防止及び開示  |   |          |          |  |
| (5)             | 特別の利益を与える行為の禁止<br>「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること                       |   |          |          |  |
| (6)             | 情報開示及び説明責任  |   |          |          |  |
| (7)             | 個人情報の保護   |   |          | 公募申請時に提出 | 個人情報管理規定 2                                     |
| ●利益相反防止に関する規程   |   |   |          |          |  |
| (1)-1           | 利益相反行為の禁止<br>「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと                                 | ・倫理規程<br>・理事会規則<br>・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程<br>・就業規則<br>・審査会議規則<br>・専門家会議規則 |          |          |  |
| (1)-2           | 利益相反行為の禁止<br>「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること                   |   |          |          |  |
| (2)             | 自己申告<br>「役職員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること                |   |          |          |  |
| ●コンプライアンスに関する規程 |   |   |          |          |  |
| (1)             | コンプライアンス担当組織<br>実施等担う部署が設置されていること   | ・コンプライアンス規程   |          |          |  |
| (2)             | コンプライアンス委員会(外部委員は必須)<br>「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること                |   |          |          |  |
| (3)             | コンプライアンス違反事案<br>「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること                            |   |          |          |  |
| ●公益通報者保護に関する規程  |   |   |          |          |  |
| (1)             | ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)  | ・内部通報(ヘルプライン)規程   |          |          |  |
| (2)             | 通報者等への不利益処分の禁止<br>「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること        |   |          |          |  |
| ●情報公開に関する規程     |   |   |          |          |  |
| (1)             | 以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること<br>1. 定款<br>2. 事業計画、収支予算<br>3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録<br>4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 | ・情報公開規程   | 公募申請時に提出 | 定款第53条   | 定款第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。  |
| ●文書管理に関する規程     |   |   |          |          |  |
| (1)             | 決裁手続き   | ・文書管理規程   |          |          |  |
| (2)             | 文書の整理、保管  |   |          |          |  |
| (3)             | 保存期間  |   |          |          |  |
| ●リスク管理に関する規程    |   |   |          |          |  |
| (1)             | 具体的リスク発生時の対応  | ・リスク管理規程  |          |          |  |
| (2)             | 緊急事態の範囲   |   |          |          |  |
| (3)             | 緊急事態の対応の方針  |   |          |          |  |
| (4)             | 緊急事態対応の手順   |   |          |          |  |
| ●監事の監査に関する規程    |   |   |          |          |  |
| (1)             | 監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること<br>※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください                            | ・監事監査規程   | 公募申請時に提出 | 定款第30条   | 定款第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。 |

| ●経理に関する規程      |                      |        |  |  |
|----------------|----------------------|--------|--|--|
| (1)            | 区分経理                 | ・経理規程  |  |  |
| (2)            | 会計処理の原則              |        |  |  |
| (3)            | 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別 |        |  |  |
| (4)            | 勘定科目及び帳簿             |        |  |  |
| (5)            | 金銭の出納保管              |        |  |  |
| (6)            | 収支予算                 |        |  |  |
| (7)            | 決算                   |        |  |  |
| ●組織(事務局)に関する規程 |                      |        |  |  |
| (1)            | 組織(業務の分掌)            | ・事務局規程 |  |  |
| (2)            | 職制                   |        |  |  |
| (3)            | 職責                   |        |  |  |
| (4)            | 事務処理(決裁)             |        |  |  |

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人九州経済調査協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、九州の地域経済・産業に関する総合的調査研究と政策立案、ならびにそれに関わる事業を行い、もって地域経済・産業の伸長を図り、ひいてはわが国の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 九州の地域経済・産業に関する調査研究の実施ならびに助成
- (2) 九州の地域経済の振興に関する事業の実施ならびに助成
- (3) 資料の収集・整理・利用促進ならびに地域経済の振興に資する情報交流の促進を促すための経済図書館の運営
- (4) 九州の地域経済・産業の振興に資する経済団体等の支援
- (5) その他、九州の地域経済・産業の振興に必要な事業

2 前項第1号から第5号までの事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産および会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とし、理事会及び評議員会で定める。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分又は担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第7条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはそ

の内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 評議員及び役員の名簿
  - (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

（評議員の定数）

第12条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
    - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）である者

- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員の報酬は無報酬とする。

（評議員の欠格事由）

第16条 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

- (1) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（評議員の地位の喪失）

第17条 この法人の評議員は、第16条各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。

## 第5章 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会議長)

第 22 条 評議員会議長は評議員会において評議員の中から選任する。

- 2 評議員会議長の任期は、評議員の任期に準ずる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議事進行は、評議員会議長がこれにあたる。

- 2 評議員会議長に事故ある場合は、出席評議員より選出する。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 25 条 理事が評議員の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 21 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 22 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び理事長、出席者から選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印のうえ、これを保存する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 7 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。



5 前項の常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長並びに理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務（法人を代表する職務を除く）を代行し、理事長が欠けたときはその職務（法人を代表する職務を除く）を行う。

4 代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員欠格事由)

第33条 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事（以下役員という。）となることができない。

(1) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 認定法第6条第1号に該当する者

(4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の仕事の喪失)

第 34 条 この法人の役員は、前条各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の役員としての仕事を喪失する。

(役員の仕事)

第 35 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(副会長)

第 36 条 この法人に、任意の機関として副会長 1 名を置くことができる。

2 副会長は、次の職務を行う。

(1) 会長、理事長の相談に応じること。

(2) 理事会に出席し、理事会に諮問された事項について参考意見を述べること。ただし、議決には加わらない。

3 副会長の任期は、理事の任期とする。

4 副会長は、理事会の決議により選定する。

5 副会長の解任は理事会において決議する。

6 副会長の報酬は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第 37 条 この法人は、法人法第 198 条で準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第 198 条で準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限度とする契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第 198 条で準用する同法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 38 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 40 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理

事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印のうえ、これを保存する。

第 8 章 幹事及び幹事会

(幹事)

第 44 条 この法人に、任意の機関として幹事 70 名以上 100 名以内を置くことができる。

2 幹事は、この法人運営に特に功労のあった法人、個人の中から理事会において選任する。

3 幹事は幹事会を組織し、この法人が目的の達成に向けて実施する事業について、理事長の諮問に応じて、意見具申及び助言をする。幹事会の議長は幹事会議長がこれにあたる。

4 幹事は、互選により幹事会議長 1 名、幹事会副議長 2 名以上 10 名以内を選出する。

5 幹事の任期は、理事の任期とする。ただし、重任は妨げない。

第 9 章 顧問、参与、研究委員、企画委員

(顧問)

第 45 条 この法人に、任意の機関として顧問 13 名以上 20 名以内を置くことができる。

2 顧問は理事会が委嘱し、この法人の運営について諮問に応ずる。

3 顧問の任期は 1 ヶ年とする。ただし重任を妨げない。

(参与)

第 46 条 この法人に、任意の機関として参与 13 名以上 20 名以内を置くことができる。

2 参与は理事会が委嘱し、この法人の運営について諮問に応ずる。

3 参与の任期は 1 ヶ年とする。ただし重任を妨げない。

(研究委員)

第 47 条 この法人に、研究委員を置くことができる。

2 研究委員は、理事長が委嘱する。

3 研究委員は、研究調査の指導・協力に任ずる。

4 委員の任期は、理事の任期とする。ただし、重任は妨げない。

(企画委員)

第 48 条 この法人に企画委員を置くことができる

2 企画委員は、理事長が委嘱する。

3 企画委員は、諸事業の企画・実施について指導・協力に任ずる。

4 委員の任期は、理事の任期とする。ただし、重任は妨げない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 4 条及び第 5 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 50 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を

承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である、会長は谷正明、理事長は森本廣とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事である、常務理事は高木直人とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

鎌田迪貞 長尾亜夫 本田正寛 小川弘毅 河部浩幸 佐藤清一郎 大城勇夫 小倉義人 永田文治  
宮脇雅俊 木瀬照雄 太田垣立郎 井手口修一

## 個人情報管理規定

### 1、適用

この規定は、当協会の役員並びに職員、嘱託職員、研修研究員、客員研究員、派遣契約に基づき派遣されている職員、パート等（以下は従業者とする）に適用する。

### 2、機密保持義務

(1) 従業者は、当協会の業務によって直接または間接に知り得た個人情報について、次の各号の義務を負うものとする。

ア、良識を持った個人情報保護管理者の指示のもと、従業者は注意義務を持って個人情報を管理する。

イ、本人の承認を得ない限り個人情報を複写し、または第三者に閲覧、提供貸与等一切開示してはならない。

ウ、従業者は当協会の業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。

エ、本人が個人情報の返却または破棄を要請した場合、当該個人情報を返却または破棄する。複製物も同様とする。

オ、上記ア～エの事項については、退職後または契約解除後もこの義務を負うものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては個人情報とみなさないものとする。

ア、受領した時に、既に公知であったもの。

イ、受領した後に、受領した当事者の責に帰することなく公知となったもの。

ウ、法令に基づき政府機関や裁判所に開示する必要のあるもの。

### 3、保管

個人情報は、個人情報保護管理者の指示に従い厳重に管理されなければならない。

### 4、電算処理をする際の保護措置

従業者は、個人情報を電算処理する場合において、定められた機器を使用し、不正アクセスやコンピューターウイルス等による個人情報の盗用、漏洩、滅失または棄損等に対する防御を心がけなければならない。

(1) アクセス管理

ア、当協会のコンピュータはID・パスワードで管理する。

従業者は、パスワードの管理を厳重に行い、自己のアクセス権限下にあるパソコンを使用する。

- イ、外部ネットワークアクセスにおける情報のアクセスやダウンロード、情報発信は必要な範囲に限定し、ウイルス検査を通して、悪意のあるプログラムの進入や送付を防止する。
- ウ、外部ネットワークアクセスでの情報発信は、①公序良俗に反しない、②営業秘密情報や個人情報を公開しない、③他人を誹謗・中傷しない、④名誉を棄損しない、⑤法律や倫理に反しないようにする。
- エ、システムへのアクセスログは、個人情報保護管理者がシステム運営担当者に定期的に確認または記録をするように指示し、問題があると判断された場合は、当協会の役員会に調査を要請する。

## (2) パスワード及びID管理

- ア、ユーザーIDは、複数のシステムユーザーで利用しない。
- イ、ユーザーIDは、必ずパスワードを設定する。
- ウ、パスワードは、随時変更する。
- エ、パスワードは、紙媒体等に記述しておかない。
- オ、パスワードを入力する場合は、他人に見られないようにする。
- カ、他人のパスワードを知った場合は、速やかに個人情報保護管理者に通知する。

## 4、遵守義務

- (1) 従業者は、個人情報保護に関する日本国の法令その他の規範を遵守するとともに本規定を遵守しなければならない。

## 5、違反した場合の罰則

- (1) 役員並びに職員が本規定に違反した場合、当協会は就業規則第 50 条に基づき懲戒処分を行うほか、適正な処置を実施できるものとする。
- (2) 嘱託職員、研修研究員、客員研究員、派遣契約に基づき派遣されている職員、パート等が本規定に違反した場合は、就業規則または契約に基づき処分を行うほか、適正な処置を実施できるものとする。

## 6、規定の改定等

この規定の改定等は当協会の役員会で行う。

## 7、その他

この規定は平成 20 年 8 月 1 日より施行する。

# 賃金支給規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規定は、就業規則第67条の定めるところにより、公益財団法人九州経済調査協会の従業員の賃金に関する事項を定めるものである。

第2条 第2条 派遣従業員、パート従業員、嘱託従業員については、本規程を適用せず、別に定めるところによる。

### (賃金の体系)

第3条 賃金の体系は、次のとおりとする。

#### ① 定例賃金

- ・基本給 年齢給  
職能給
- ・諸手当 役職手当  
理事長査定  
扶養手当  
時間外勤務手当  
通勤手当

#### ② 臨時の賃金

- ・期末手当（毎年夏期と冬期の2回）

### (賃金の支払方法)

第4条 定例賃金は月給制とし、毎月25日（支払日が休日の場合はその前日）に従業員指定金融機関の本人名義口座に当月の賃金を全額振り込むものとする。

2 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

- ① 支給する賃金に関する所得税及び地方税
- ② 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料の被保険者負担分
- ③ 雇用保険料の被保険者負担分
- ④ その他定めるもの（部長会費、組合費、貸付金の返済金等）

第5条 月の中途からの雇入、休職、復職の場合はその月の給与は日割りで計算し、退職の月の給与は全額支給する。日割りの算定は1か月20日（所定労働日数/12か月）とし、実働日数により計算する。

(賃金の不支給)

第6条 従業員が以下の各号に該当する場合は、就業規則に規定する通り、賃金は原則として支給しない。ただし、協会が必要と判断した場合は支給することができる。

- ① 休職期間
  - ② 産前産後の休業期間
  - ③ 育児休業期間
  - ④ 介護休業期間
  - ⑤ 生理休暇
  - ⑥ 母子健康管理に定める通院休暇
  - ⑦ 就業規則第52条の懲戒処分として出勤停止処分を受けているとき
- 2 前項の休職または休業等の期間中において、社会保険料を要する場合は、必要に応じて会社が立替えるものとする。従業員は、休職または休業期間終了後に、協会が立替えた金額を支払うものとする。

## 第2章 基本給

(基本給)

第7条 基本給は、年齢給表により求められる年齢給と、人事評価規程に基づき評価された結果求められる職能給表の等級号俸の合計額とする。

(基本給の改定)

第8条 基本給の改定は原則として毎年4月1日に行い、理事長が金額を最終決定する。

- 2 年齢給は、4月1日の実年齢で、別表1の年齢給表により決定する。
- 3 職能給は、採用初年度は年齢、経験を加味して別表2の職能給表の等級号俸により決定する。2年度目以降は、別に定める人事評価規程により人事評価を行い職能給表の等級号俸により決定する。
- 4 昇給または降給決定が遅延した場合において、支給日前に既に会社を退職した者については、差額分を支給または徴収しないものとする。

## 第3章 諸手当

(役職手当)

第9条 役職手当は、次の区分に基づき、別表3の役職手当表により支給する。

- ① 部長



- ② 次長、研究主幹
- ③ 主任研究員、課長
- ④ 研究主査、事務主査
- ⑤ 事務主任

(理事長査定)

第 10 条 理事長は、必要と認めるとき、基本給総原資の 1.5%以内で理事長査定を支給することができる。

(扶養手当)

第 11 条 扶養手当は、扶養家族を有する従業員に支給する。扶養家族とは次に掲げる者で、他に生計がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

注)「他に生計がなく、主としてその職員の扶養を受けている者」とは勤労所得、事業所得、資産所得等がないか、あっても税法で定められた範囲であること、その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることなく、職員を主たる扶養者として生計を営んでいる者をさす。

- ① 配偶者
- ② 18 歳未満の子、孫
- ③ 60 歳以上の父母、祖父母
- ④ 障害者
- ⑤ 民法 877 条第 2 項の規定により、家庭裁判所の決定を受けた者

(その年齢が 18 歳以上の者または 66 歳未満の者で障害者でない者を除く)

2 扶養手当は届出により、その月から支給し、事実の消滅した翌月から停止する。

3 前項の届出が遅れた場合、虚偽の申告をした場合は、協会は扶養手当を支給しない。

扶養手当の支給事由が消滅しても受給していた場合は、協会は過去 2 年間に遡って返還を命じる。

4 扶養手当は第四扶養まで支給する。

- ① 第一扶養 (配偶者) 月額 11,000 円
- ② 第二扶養 月額 3,000 円
- ③ 第三扶養 月額 3,000 円
- ④ 第四扶養 月額 3,000 円

(時間外勤務手当)

第 12 条 従業員が時間外勤務をした場合、基本給の 2 割 5 分増しの時間外勤務手当を支給する。ただし、第 9 条の役職手当の区分における、主任研究員、課長以上の適用者については時間外勤務手当を支給しない。

(通勤手当)

第 13 条 従業員が通勤のため公共交通機関を利用し、その運賃等負担することを常例とする場合は通勤手当を支給する。通勤の経路は協会が認める最短経路とする。

ただし、協会から 500 メートル以内に居住する場合は、通勤手当を支給しない。

- 2 通勤手当の月額が 1 ヶ月分の定期代とし、35,000 円を支給限度とする。
- 3 運賃の改定または住所変更等により、通勤手当の額に変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

#### 第 4 章 期末手当

(期末手当の支給時期)

第 14 条 期末手当は、次の算出基準期間中の協会の業績及び従業員の勤務成績に応じて、毎年夏期及び冬期に支給する。

- ① 夏期手当 算出基準期間 前年 10 月 1 日～当年 3 月末日
- ② 冬期手当 算出基準期間 当年 4 月 1 日～当年 9 月末日

2 支給対象者は、支給日現在在職している者とする。但し、期末手当算出基準期間中に在職したもので、すでに死亡または退職した者に対しても支給する。

3 期末手当額の算出基準は次の通りとする。

- ① 支給時の基本給、役職手当、理事長査定、扶養手当の合計額に支給率を乗ずる。
- ② ①の金額に算出基準期間総日数を分母とし在職日数を分子とした係数を乗ずる。
- ③ 欠勤者については②の金額に対し欠勤 1 日につき 1%の控除を行う。
- ④ 算出基準期間中の成績が極めて優秀な者には、10 万円を限度として加算することができる。

附 則

この賃金規程は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

# 履歴事項全部証明書

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
公益財団法人九州経済調査協会

|          |   |        |               |
|----------|---|--------|---------------|
| 会社法人等番号  | 2900-05-000838  |        |               |
| 名称       | 公益財団法人九州経済調査協会  |        |               |
| 主たる事務所   | 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号   |        |               |
| 法人の公告方法  | 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。   |        |               |
| 法人成立の年月日 | 昭和23年9月6日   |        |               |
| 目的等      | <p>目的<br/>この法人は、九州の地域経済・産業に関する総合的調査研究と政策立案、ならびにそれに関わる事業を行い、もって地域経済・産業の伸長を図り、ひいてはわが国の発展に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 九州の地域経済・産業に関する調査研究の実施ならびに助成<br/>(2) 九州の地域経済の振興に関する事業の実施ならびに助成<br/>(3) 資料の収集・整理・利用促進ならびに地域経済の振興に資する情報交流の促進を促すための経済図書館の運営<br/>(4) 九州の地域経済・産業の振興に資する経済団体等の支援<br/>(5) その他、九州の地域経済・産業の振興に必要な事業</p> |        |               |
| 役員に関する事項 | 評議員   | 長尾 亜夫  | 平成25年 4月 1日就任 |
|          | 評議員   | 長尾 亜夫  | 平成29年 6月 7日重任 |
|          | 評議員   | 長尾 亜夫  | 平成29年 6月27日登記 |
|          | 評議員   | 佐藤 清一郎 | 平成25年 4月 1日就任 |
|          | 評議員   | 佐藤 清一郎 | 平成29年 6月 7日重任 |
|          | 評議員   | 佐藤 清一郎 | 平成29年 6月27日登記 |

|  |                           |                |
|--|---------------------------|----------------|
|  | <u>評議員</u> <u>大 城 勇 夫</u> | 平成25年 4月 1日就任  |
|  |                           | -----          |
|  |                           | 平成29年 6月 7日退任  |
|  | <u>評議員</u> <u>永 田 文 治</u> | 平成29年 6月 27日登記 |
|  |                           | -----          |
|  |                           | 平成25年 4月 1日就任  |
|  | <u>評議員</u> <u>宮 脇 雅 俊</u> | 平成25年 4月 1日就任  |
|  |                           | -----          |
|  |                           | 平成29年 6月 7日退任  |
|  | <u>評議員</u> <u>田 中 優 次</u> | 平成29年 6月 27日登記 |
|  |                           | -----          |
|  |                           | 平成25年 6月17日就任  |
|  | <u>評議員</u> <u>田 中 優 次</u> | 平成25年 7月 3日登記  |
|  |                           | -----          |
|  |                           | 平成29年 6月 7日重任  |
|  | <u>評議員</u> <u>張 本 邦 雄</u> | 平成29年 6月 27日登記 |
|  |                           | -----          |
|  |                           | 平成31年 3月14日辞任  |
|  | <u>評議員</u> <u>張 本 邦 雄</u> | 平成31年 4月15日登記  |
|  |                           | -----          |
|  |                           | 平成26年 6月16日就任  |
|  | <u>評議員</u> <u>張 本 邦 雄</u> | 平成26年 6月30日登記  |
|  |                           | -----          |
|  |                           | 平成29年 6月 7日退任  |
|  | <u>評議員</u> <u>張 本 邦 雄</u> | 平成29年 6月 7日退任  |
|  |                           | 平成29年 6月 27日登記 |

|  |     |                |               |
|--|-----|----------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>藤 永 憲 一</u> | 平成26年 6月16日就任 |
|  |     |                | 平成26年 6月30日登記 |
|  | 評議員 | <u>藤 永 憲 一</u> | 平成29年 6月 7日重任 |
|  |     |                | 平成29年 6月27日登記 |
|  |     |                | 平成30年 8月31日辞任 |
|  |     |                | 平成30年 9月12日登記 |
|  | 評議員 | <u>松 尾 新 吾</u> | 平成26年 6月16日就任 |
|  |     |                | 平成26年 6月30日登記 |
|  | 評議員 | <u>松 尾 新 吾</u> | 平成29年 6月 7日重任 |
|  |     |                | 平成29年 6月27日登記 |
|  |     |                | 令和 1年 5月30日辞任 |
|  |     |                | 令和 1年 6月19日登記 |
|  | 評議員 | <u>谷 川 浩 道</u> | 平成27年 6月12日就任 |
|  |     |                | 平成27年 6月26日登記 |
|  |     |                | 平成29年 6月 7日退任 |
|  |     |                | 平成29年 6月27日登記 |
|  | 評議員 | <u>上 原 一 郎</u> | 平成27年 9月14日就任 |
|  |     |                | 平成27年 9月25日登記 |
|  | 評議員 | <u>上 原 一 郎</u> | 平成29年 6月 7日重任 |
|  |     |                | 平成29年 6月27日登記 |
|  |     |                | 平成29年 6月23日辞任 |
|  |     |                | 平成29年 7月13日登記 |
|  | 評議員 | <u>姫 野 昌 治</u> | 平成28年 6月16日就任 |
|  |     |                | 平成28年 7月 4日登記 |
|  |     |                | 平成29年 6月 7日退任 |
|  |     |                | 平成29年 6月27日登記 |

|  |     |             |               |
|--|-----|-------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>村上英之</u> | 平成28年 6月16日就任 |
|  |     |             | 平成28年 7月 4日登記 |
|  | 評議員 | <u>村上英之</u> | 平成29年 6月 7日重任 |
|  |     |             | 平成29年 6月27日登記 |
|  |     |             | 平成30年 6月13日辞任 |
|  |     |             | 平成30年 6月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>安里昌利</u> | 平成29年 6月 7日就任 |
|  |     |             | 平成29年 6月27日登記 |
|  |     |             | 平成30年 6月13日辞任 |
|  |     |             | 平成30年 6月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>甲斐隆博</u> | 平成29年 6月 7日就任 |
|  |     |             | 平成29年 6月27日登記 |
|  | 評議員 | <u>小池光一</u> | 平成29年 6月 7日就任 |
|  |     |             | 平成29年 6月27日登記 |
|  |     |             | 平成30年 6月13日辞任 |
|  |     |             | 平成30年 6月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>陣内芳博</u> | 平成29年 6月 7日就任 |
|  |     |             | 平成29年 6月27日登記 |
|  | 評議員 | <u>津田純嗣</u> | 平成29年 6月 7日就任 |
|  |     |             | 平成29年 6月27日登記 |
|  | 評議員 | <u>福田浩一</u> | 平成29年 6月 7日就任 |
|  |     |             | 平成29年 6月27日登記 |
|  |     |             | 平成30年 2月18日死亡 |
|  |     |             | 平成30年 3月 1日登記 |
|  | 評議員 | <u>小澤正憲</u> | 平成29年 6月23日就任 |
|  |     |             | 平成29年 7月13日登記 |

|      |      |               |
|------|------|---------------|
| 評議員  | 玉城義昭 | 平成30年 6月13日就任 |
|      |      | 平成30年 6月26日登記 |
| 評議員  | 平野亘也 | 平成30年 6月13日就任 |
|      |      | 平成30年 6月26日登記 |
| 評議員  | 細谷敏幸 | 平成30年 6月13日就任 |
|      |      | 平成30年 6月26日登記 |
| 評議員  | 吉村猛  | 平成30年 6月13日就任 |
|      |      | 平成30年 6月26日登記 |
| 評議員  | 佐藤尚文 | 平成30年 8月31日就任 |
|      |      | 平成30年 9月12日登記 |
| 評議員  | 酒見俊夫 | 平成31年 3月15日就任 |
|      |      | 平成31年 4月15日登記 |
| 評議員  | 貫正義  | 令和 1年 5月31日就任 |
|      |      | 令和 1年 6月19日登記 |
| 代表理事 | 柴戸隆成 | 平成27年 6月12日就任 |
|      |      | 平成27年 6月26日登記 |
| 代表理事 | 柴戸隆成 | 平成29年 6月 7日重任 |
|      |      | 平成29年 6月27日登記 |
| 代表理事 | 柴戸隆成 | 令和 1年 5月31日重任 |
|      |      | 令和 1年 6月19日登記 |
| 代表理事 | 高木直人 | 平成27年 6月12日就任 |
|      |      | 平成27年 6月26日登記 |
| 代表理事 | 高木直人 | 平成29年 6月 7日重任 |
|      |      | 平成29年 6月27日登記 |
| 代表理事 | 高木直人 | 令和 1年 5月31日重任 |
|      |      | 令和 1年 6月19日登記 |

|    |      |               |               |
|----|------|---------------|---------------|
|    | 理事   | 石原進           | 平成27年 6月12日重任 |
|    |      |               | 平成27年 6月26日登記 |
|    | 理事   | 石原進           | 平成29年 6月 7日重任 |
|    |      |               | 平成29年 6月27日登記 |
|    | 理事   | 石原進           | 令和 1年 5月31日重任 |
|    |      |               | 令和 1年 6月19日登記 |
|    | 理事   | 高木直人          | 平成27年 6月12日重任 |
|    |      |               | 平成27年 6月26日登記 |
|    | 理事   | 高木直人          | 平成29年 6月 7日重任 |
|    |      |               | 平成29年 6月27日登記 |
|    | 理事   | 高木直人          | 令和 1年 5月31日重任 |
|    |      |               | 令和 1年 6月19日登記 |
| 理事 | 貫正義  | 平成27年 6月12日重任 |               |
|    |      | 平成27年 6月26日登記 |               |
| 理事 | 貫正義  | 平成29年 6月 7日重任 |               |
|    |      | 平成29年 6月27日登記 |               |
|    |      | 令和 1年 5月31日退任 |               |
|    |      | 令和 1年 6月19日登記 |               |
| 理事 | 柴戸隆成 | 平成27年 6月12日就任 |               |
|    |      | 平成27年 6月26日登記 |               |
| 理事 | 柴戸隆成 | 平成29年 6月 7日重任 |               |
|    |      | 平成29年 6月27日登記 |               |
| 理事 | 柴戸隆成 | 令和 1年 5月31日重任 |               |
|    |      | 令和 1年 6月19日登記 |               |



|  |                        |               |
|--|------------------------|---------------|
|  | <u>理事</u> <u>田代雅彦</u>  | 平成27年 6月12日就任 |
|  |                        | 平成27年 6月26日登記 |
|  |                        | 平成29年 3月31日辞任 |
|  |                        | 平成29年 4月25日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>福田浩一</u>  | 平成27年 6月12日就任 |
|  |                        | 平成27年 6月26日登記 |
|  |                        | 平成29年 6月 7日退任 |
|  |                        | 平成29年 6月27日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>陣内芳博</u>  | 平成27年 6月12日就任 |
|  |                        | 平成27年 6月26日登記 |
|  |                        | 平成29年 6月 7日退任 |
|  |                        | 平成29年 6月27日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>縄田真澄</u>  | 平成29年 4月 1日就任 |
|  |                        | 平成29年 4月25日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>縄田真澄</u>  | 平成29年 6月 7日重任 |
|  |                        | 平成29年 6月27日登記 |
|  | 理事 <u>縄田真澄</u>         | 令和 1年 5月31日重任 |
|  |                        | 令和 1年 6月19日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>久保田勇夫</u> | 平成29年 6月 7日就任 |
|  |                        | 平成29年 6月27日登記 |
|  |                        | 令和 1年 5月31日退任 |
|  |                        | 令和 1年 6月19日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>姫野昌治</u>  | 平成29年 6月 7日就任 |
|  |                        | 平成29年 6月27日登記 |
|  |                        | 令和 1年 5月31日退任 |
|  |                        | 令和 1年 6月19日登記 |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
|                            | 理事 瓜生道明   | 令和1年5月31日就任<br>令和1年6月19日登記                 |
|                            | 理事 上村基宏   | 令和1年5月31日就任<br>令和1年6月19日登記                 |
|                            | 理事 金城棟啓   | 令和1年5月31日就任<br>令和1年6月19日登記                 |
|                            | 監事 末松修<br>(外部監事)  | 平成25年4月1日就任<br>平成29年6月7日退任<br>平成29年6月27日登記 |
|                            | 監事 篠原俊<br>(外部監事)  | 平成25年4月1日就任                                |
|                            | 監事 篠原俊  | 平成29年6月7日重任<br>平成29年6月27日登記                |
|                            | 監事 古村至朗   | 平成29年6月7日就任<br>平成29年6月27日登記                |
| 役員等の法人に対する責任の免除に関する規定      | 当法人は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。                                    |  |
| 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定 | 当法人は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限度とする契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。 |  |
| 登記記録に関する事項                 | 平成25年4月1日財団法人九州経済調査協会を名称変更し、移行したことにより設立<br>平成25年4月1日登記  |  |

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
公益財団法人九州経済調査協会



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(福岡法務局管轄)

令和 2年 6月26日

福岡法務局  
登記官

坂 口 豊 一



整理番号 Y690706

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

9 / 9